

【令和 9 年度南相馬市育英資金貸付 応募資格（2）所得要件について】

市が定める所得要件は次のとおりです。

保護者又は生計を維持する方の合計収入額から給与所得の場合の控除額（別表 1）及び特別控除表に基づいた控除額（別表 2）を差し引いた額を総所得金額とし、総所得金額が次の総所得基準額表に示す基準額以下の方。

総所得基準額表

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1 人	1 3 9 万円	6 人	2 5 0 万円
2 人	1 9 8 万円	7 人	2 6 2 万円
3 人	2 1 2 万円	8 人	2 7 4 万円
4 人	2 2 9 万円	9 人以上は 1 人増すごとに 1 2 万円加算	
5 人	2 3 9 万円		

（別表 1）給与所得の場合の控除額

（A）

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入額×0.2+214万円
（ただし、収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額）	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

（B）

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入額×0.4 （ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円）
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

備考

1 生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得のある者が1名の場合を含む）にあっては（A）の表、少ない者にあっては（B）の表を適用する。なお、年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は（A）の表、他方の者は（B）の表を適用する。

2 控除額は、1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。

(別表2) 特別控除表

区分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額				
A 世帯を対象とする 控除	(1) 母子・父子世帯であること	99 万円				
	(2) 就学者のいる世帯であること (就学者1人につき)	小 学 校		31 万円		
		中 学 校		46 万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校		国・公立	39 万円	69 万円
				私 立	88	118
		高等専門学校	国・公立	1～3学年	39	69
				4,5学年	43	72
			私 立	1～3学年	88	118
				4,5学年	87	116
		大 学		国・公立	74	121
				私 立	133	180
		専修学校	高等課程	国・公立	39	69
				私 立	88	118
			専門課程	国・公立	36	81
				私 立	102	147
(3) 障がいのある人がいる世帯であること	障がいのある人1人につき 99 万円					
(4) 長期に療養を要する人がいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする					
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常的な生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額					
B 本人を対象とする 控除	(1) 申込者本人が高等学校又は高等専門学校に進学予定、在学中である場合	39 万円				
	(2) 申込者本人が大学又は専修学校に進学予定、在学中である場合	74 万円				

備考 1 A欄の「(2) 就学者のいる世帯であること」による控除は、申込者を除く世帯員を対象とする。

2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの控除額を合せて控除する事ができる。

3 A欄の「(3) 障がいのある人がいる世帯であること」による控除は、申込者を含む。